

〔法曹コース〕学年ごとの留意事項 2026 年 4 月版

ここでは、学年ごとに特に留意すべき事項を挙げます。このほか、学生便覧に掲載される「履修案内」や、法曹コースウェブサイト上のその他の記載（特に「モデル・カリキュラム」）も参照してください。

1 年生（2026 年 4 月入学生）の留意事項

- ・法曹コースへの登録の対象は 2 年生以上なので、今年度は登録の対象となりません。
- ・しかし、法曹コース必修科目の中には、1 年生配当科目もあります（後期開講の憲法Ⅰ・刑法Ⅰ・民法総則）。モデル・カリキュラムも参考に、計画的に受講を進めてください。
- ・2 年生以降における法曹コースへの登録の際に、登録希望者が多数にのぼった場合には、登録希望時点での法曹コース必修科目の履修状況やその成績に基づいて選考が行われることがあります。また、早期卒業のための成績要件（「履修案内」参照）では、1 年生で修得した科目も対象となります。ただ単位をそろえるだけではなく、十分に理解を深めながら受講を進めることが大切です。

2 年生（2025 年 4 月入学生）の留意事項

- ・2 年生前期から、法曹コースへの登録を申請することができます。登録を希望する者は、申請期間（履修登録期間とは異なります）に気をつけて、法曹コースウェブサイトに記載される Google フォームから登録の申請をしてください。2025 年度後期、2026 年度前期及び 2026 年度後期にも法曹コースへの登録の申請を受け付けますが、法曹コースは、法曹を目指す学部学生に、体系的な教育課程を提供して、計画的な履修をうながすものですから、2 年次が始まる今のタイミングから登録の申請をすることを推奨します。
- ・2 年生前期に法曹コースに登録されていた者であっても、2 年生後期に登録されるためには、後期に登録の更新の申請をしてください。2 年生前期に登録されていない者が、2 年生後期に登録の申請をすることもできます。
- ・東北大学法科大学院入試のうち特別選抜（5 年一貫型）（論文式試験がないもの）を受験するためには、出願の前年度までに下記の科目の単位（合計 32 単位）を修得済みであることが必要です。特に、3 年生の時に 5 年一貫型特別選抜を受験し早期卒業することを考えている場合には、今年度に履修漏れがないように留意してください。
 - 憲法Ⅰ（2 単位）、憲法Ⅱ（2 単位）、憲法Ⅲ（2 単位）
 - 民法総則（2 単位）、契約法・債権総論（4 単位）、物権法（2 単位）、不法行為法（2 単位）
 - 刑法Ⅰ（2 単位）、刑法Ⅱ（2 単位）、刑法Ⅲ（4 単位）
 - 民事訴訟法（4 単位）
 - 刑事訴訟法（4 単位）
- ・2026 年 4 月 1 日以降、「決済法」の修得が法曹コース修了の要件ではなくなりました。変更後の修了要件は、2025 年度入学者にも適用されます。改正後の修了要件は、次の通りです（2026 年度（令和 8 年度）学生便覧より抜粋）。なお、2025 年度（令和 7 年度）学生便覧では明確ではありませんでしたが、法曹コースの修了には、法学部卒業要件の充足も必要です（法学部を卒業せずに法曹コースを修了するということはありません）。

本コースに登録された者（以下「本コース登録者」という。）が、次に掲げる①から③までの要件のいずれにも該当する場合には、本コースを修了したものと認められる。本コース修了者に対しては、本コース修了証を授与する。

① 本コースの必修科目 40 単位を修得したこと。本コースの必修科目は、基幹講義のうち、以下のものである：憲法Ⅰ（2 単位）、憲法Ⅱ（2 単位）、憲法Ⅲ（2 単位）、刑法Ⅰ（2 単位）、刑法Ⅱ（2 単位）、刑法Ⅲ（4 単位）、刑事訴訟法（4 単位）、民法総則（2 単位）、物権法（2 単位）、契約法・債権総論（4 単位）、不法行為法（2 単位）、家族法（2 単位）、会社法Ⅰ（4 単位）、会社法Ⅱ（2 単位）、民事訴訟法（4 単位）。

② 学部演習のうち本コースの選択必修科目として指定されたもの（以下「法曹実務演習」という。）を 6 単位以上修得したこと。法曹実務演習は、主として法曹志望者を念頭に

置いた内容で行われる。法曹実務演習として指定された学部演習の一覧は、各年度の初めに法曹コースウェブサイトに掲載される。憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法については、それぞれ1つ以上が毎年度開講される。

③ 東北大学法学部規程の定める卒業の要件を満たしていること。

・法曹実務演習には、2年生が履修することができるものもあります。法曹実務演習の履修を希望する際には、当該科目が法曹コース選択必修科目として指定されていることを確認してください。

※ 「法曹実務演習」を定義する文言が2026年度（令和8年度）学生便覧から改められましたが、実質的な変更を意図するものではありません。学部演習のうち、法曹コース選択必修科目として指定されたものとして掲示されたものが、2025年度（令和7年度）学生便覧にいう「法曹実務演習」として指定されたものでもあります。

※ 2025年度（令和7年度）学生便覧53ページにある「実務演習」は、「法曹実務演習」へと置き換えて読んでください。

3年生以上（2024年以前入学生）の留意事項

・2年生後期に法曹コースに登録されていた学生であっても、3年生前期に登録されるためには、今年度前期に登録の更新の申請をしてください。2年生後期に登録されていない学生が、今年度前期に登録の申請をすることもできます。

・3年生前期に法曹コースに登録されていた学生であっても、3年生後期に登録されるためには、後期に登録の更新の申請をしてください。3年生前期に登録されていない学生が、後期に登録の申請をすることもできます。3年生後期が、法曹コースへの登録の申請の最後の機会となります。特に、4年生の時に法科大学院入試のうち特別選抜を受験することを考えている学生は、3年生後期に登録又は登録の更新の申請をすることを失念しないようにしてください。

・法科大学院入試のうち特別選抜を受験するために必要となる法曹コース修了見込証明書は、別紙の要領に従って発行の申込みをしてください。成績証明書は、自動発行機で発行可能です。

・3年生後期または4年生前期終了時での早期卒業を希望する場合には、当該学期の履修登録期間中に早期卒業希望届を提出する必要があります。詳細は学生便覧で確認してください。

・2026年4月1日以降、「決済法」の修得が法曹コース修了の要件ではなくなりました。変更後の修了要件は、2024年度以前に入学した者にも適用されます。改正後の修了要件は、次の通りです（2026年度（令和8年度）学生便覧より抜粋）。なお、2024年度（令和6年度）以前の学生便覧では明確ではありませんでしたが、法曹コースの修了には、法学部卒業要件の充足も必要です（法学部を卒業せずに法曹コースを修了するということはありません）。

本コースに登録された者（以下「本コース登録者」という。）が、次に掲げる①から③までの要件のいずれにも該当する場合には、本コースを修了したものと認められる。本コース修了者に対しては、本コース修了証を授与する。

① 本コースの必修科目40単位を修得したこと。本コースの必修科目は、基幹講義のうち、以下のものである：憲法Ⅰ（2単位）、憲法Ⅱ（2単位）、憲法Ⅲ（2単位）、刑法Ⅰ（2単位）、刑法Ⅱ（2単位）、刑法Ⅲ（4単位）、刑事訴訟法（4単位）、民法総則（2単位）、物権法（2単位）、契約法・債権総論（4単位）、不法行為法（2単位）、家族法（2単位）、会社法Ⅰ（4単位）、会社法Ⅱ（2単位）、民事訴訟法（4単位）。

② 学部演習のうち本コースの選択必修科目として指定されたもの（以下「法曹実務演習」という。）を6単位以上修得したこと。法曹実務演習は、主として法曹志望者を念頭に置いた内容で行われる。法曹実務演習として指定された学部演習の一覧は、各年度の初めに法曹コースウェブサイトに掲載される。憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法については、それぞれ1つ以上が毎年度開講される。

③ 東北大学法学部規程の定める卒業の要件を満たしていること。

・法曹実務演習の多くは、3年生以上を対象としています。法曹実務演習の履修を希望する際には、当該科目が法曹コース選択必修科目として指定されていることを確認してください。

- ※ 学部演習のうち法曹コース選択必修科目であるものは、学生便覧において、2024 年度（令和 6 年度）にその呼称が「実務演習」から「法曹実務演習」へと改められ、2026 年度（令和 8 年度）にそれを定義する文言が改められましたが、いずれも、実質的な変更を意図するものではありません。学部演習のうち、2026 年度に法曹コース選択必修科目として指定されたものとして掲示されたもの及び 2025 年度以前に（連携協議委員会によって）法曹コース選択必修科目「実務演習」として指定されたものとして掲示されたものは、2024 年度（令和 6 年度）学生便覧にいう「法曹実務演習」及び令和 5 年度（2023 年度）以前の学生便覧にいう「実務演習」に該当します。
- ※ 2024 年度（令和 6 年度）学生便覧 52 ページにある「実務演習」は、「法曹実務演習」へと置き換えて読んでください。

以上